

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年(2013)年 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。別表第3において「低炭素化促進法」という。)の規定に基づく事務について、別表第3に定める手数料をその申請する者から徴収する。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画(以下この項において「特定建築物の建築等及び維持保全の計画」という。)の認定に係る事務(同条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。))の規定による申出が含まれる場合に限る。)について、別表第1(1)の部に規定する建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)の手数料をその申請する者から徴収する。

(1) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画に建基法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る別表第1(2)の部に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に次のア及びイの率の合計に1を加えて得た率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てた額。以下「構造計算適合性判定手数料相当額」をいう。）

ア 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率に相当する率
イ アに規定する率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率に相当する率を乗じて得た率

(2) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画に建基法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合、当該建築設備に係る別表第1(3)の部に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額（以下「建築設備確認申請手数料相当額」という。）

第3条から第5条までの規定中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第2備考3(1)中「当該構造計算適合性判定に係る別表第1(2)の部に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額」を「構造計算適合性判定手数料相当額」に改め、同備考3(2)中「当該建築設備に係る別表第1(3)の部に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額」を「建築設備確認申請手数料相当額」に改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条関係) 別紙のとおり

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別紙)

別表第3 (第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	別に市長が定める機関により作成された低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する低炭素建築物新築等計画であると認める旨の書類(以下「適合証」という。)が添付されている場合	一戸建ての住宅	
			床面積の合計が150平方メートル以内のもの	7,300円
			床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	13,000円
			床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	23,000円
			床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	50,000円
			床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	70,000円
			床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	109,000円
			床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	174,000円
			床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	211,000円
	共同住宅等	床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	252,000円	
	住戸の部	床面積の合計が150平方メートル以内のもの	7,300円	
	分	床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	13,000円	

床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの	23,000 円
床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの	50,000 円
床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの	70,000 円
床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの	109,000 円
床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの	174,000 円
床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	211,000 円
床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	252,000 円
共用部分	
床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	13,000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円
床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円
床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円

非住宅建築物	非住宅部分	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	285,000 円	
		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	13,000 円	
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円	
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円	
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円	
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	285,000 円	
		工場等部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	13,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円	
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円	
床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円			
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円			

複合建築物	住戸の部分	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	285,000 円	
		床面積の合計が 150 平方メートル以内のもの	7,300 円	
		床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以内のもの	13,000 円	
		床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの	23,000 円	
		床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの	50,000 円	
		床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの	70,000 円	
		床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの	109,000 円	
		床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの	174,000 円	
		床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	211,000 円	
		床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	252,000 円	
		共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	13,000 円
			床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円

	床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを 超えるもの	285,000 円
非住宅部 分	床面積の合計が 300 平方メートル以内 のもの	13,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを 超えるもの	285,000 円
工場等部 分	床面積の合計が 300 平方メートル以内 のもの	13,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円

		床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを 超えるもの	285,000 円
	一戸建ての住宅	床面積の合計が 150 平方メートル以内のもの	40,000 円
		床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メ ートル以内のもの	80,000 円
		床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メ ートル以内のもの	113,000 円
		床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方 メートル以内のもの	172,000 円
		床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平 方メートル以内のもの	239,000 円
		床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平 方メートル以内のもの	334,000 円
		床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平 方メートル以内のもの	457,000 円
		床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	590,000 円
		床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	716,000 円
適合証が添付 されていない 場合			

共同住宅等	住戸の部分	床面積の合計が 150 平方メートル以内のもの	40,000 円	
		床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以内のもの	80,000 円	
		床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの	113,000 円	
		床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの	172,000 円	
		床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの	239,000 円	
		床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの	334,000 円	
		床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの	457,000 円	
		床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	590,000 円	
		床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	716,000 円	
		共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	124,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	208,000 円	
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	333,000 円	

非住宅建築物	非住宅部 分	床面積の合計が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	422,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 25,000 平方メートル以内のもの	513,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを 超えるもの	621,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートル以内 のもの	272,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以内のもの	436,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以内のもの	631,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	769,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 25,000 平方メートル以内のもの	915,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを 超えるもの	1,069,000 円
		工場等部 分	工場等部 分
床面積の合計が 300 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以内のもの	208,000 円		
床面積の合計が 2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以内のもの	333,000 円		

複合建築物	住戸の部 分	床面積の合計が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	422,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを 超え 25,000 平方メートル以内のもの	513,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを 超えるもの	621,000 円
		床面積の合計が 150 平方メートル以内 のもの	40,000 円
		床面積の合計が 150 平方メートルを超 え 400 平方メートル以内のもの	80,000 円
		床面積の合計が 400 平方メートルを超 え 800 平方メートル以内のもの	113,000 円
		床面積の合計が 800 平方メートルを超 え 2,100 平方メートル以内のもの	172,000 円
		床面積の合計が 2,100 平方メートルを 超え 4,100 平方メートル以内のもの	239,000 円
		床面積の合計が 4,100 平方メートルを 超え 8,300 平方メートル以内のもの	334,000 円
		床面積の合計が 8,300 平方メートルを 超え 16,500 平方メートル以内のもの	457,000 円
床面積の合計が 16,500 平方メートルを 超え 24,750 平方メートル以内のもの	590,000 円		
床面積の合計が 24,750 平方メートルを 超えるもの	716,000 円		

共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	124,000 円	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	208,000 円	
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	333,000 円	
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	422,000 円	
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	513,000 円	
	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	621,000 円	
	非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	272,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	436,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	631,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	769,000 円
床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの		915,000 円	
床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの		1,069,000 円	

	工場等部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	124,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	208,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	333,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	422,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	513,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	621,000 円
(2) 低炭素建築物新築等計画変更申請手数料	低炭素化促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額	

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。
- 3 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- 4 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。

- 5 この表において「住戸の部分」とは、住宅の用途に供する部分のうち、共用部分以外の部分をいう。
- 6 この表において「共用部分」とは、住宅の用途に供する部分のうち、廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。
- 7 この表において「非住宅部分」とは、住宅以外の用途に供する部分のうち、工場等部分以外の部分をいう。
- 8 この表において「工場等部分」とは、住宅以外の用途に供する部分のうち、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの部分をいう。
- 9 共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画で、住戸の部分及び共用部分に係るものに関する申請に対する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、別表に定める当該申請に係る共同住宅等の住戸の部分の金額及び共用部分の金額を合算した金額とする。
- 10 非住宅建築物に係る低炭素建築物新築等計画で、非住宅部分及び工場等部分に係るものに関する申請に対する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、別表に定める当該申請に係る非住宅建築物の非住宅部分の金額及び工場等部分の金額を合算した金額とする。
- 11 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画で、住戸の部分、共用部分、非住宅部分又は工場等部分のいずれか2以上の部分に係るものに関する申請に対する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、別表に定める当該申請に係る複合建築物の各部分の金額を合算した金額とする。
- 12 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合においては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)を加算した額とする。
- (1) 低炭素建築物新築等計画に建基法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 構造計算適合性判定手数料相当額
- (2) 低炭素建築物新築等計画に建基法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 建築設備確認申請手数料相当額
- (3) 低炭素建築物新築等計画に建基法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る別表第1(4)の部に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

議案第 号

宝塚市建築事務手数料及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(手数料) 第2条第1項 略</p>	<p>(手数料) 第2条第1項 略</p> <p>2 市長は、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画（以下この項において「特定建築物の建築等及び維持保全の計画」という。）の認定に係る事務（同条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出が含まれる場合に限る。）について、別表第1(1)の部に規定する建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）の手数料をその申請する者から徴収する。</u></p> <p>(1) <u>特定建築物の建築等及び維持保全の計画に建基法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る別表第1(2)の部に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に次のア及びイの率の合計に1を加えて得た率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「構造計算適合性判定手数料相当額」という。）</u></p> <p>ア <u>消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率に相当する率</u></p> <p>イ <u>アに規定する率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率に相当する率を乗じて得た率</u></p> <p>(2) <u>特定建築物の建築等及び維持保全の計画に建基法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る別表第1(3)の部に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額（以下</u></p>

2 略

3 市長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく事務について、1件につき別表第3に定める手数料をその申請する者から徴収する。

4 前3項に定めるもののほか、市長は、別表第4に定める事務について同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。

(公簿及び公文書の証明等の範囲)

第3条 別表第4に定める事務に係る公簿及び公文書の諸証明又は写しの交付は、その請求に応じ得るもの又は公の閲覧に供しても支障がないものに限る。

(手数料の徴収の時期等)

第4条 手数料は、別表第1から別表第4までに定める事務を請求する際又は当該請求に係る書類の交付の際にこれを徴収する。

2 略

(手数料の不徴収及び減免)

第5条 市長は、国又は他の地方公共団体から請求があったときは、別表第4の手数料を徴収しない。

2 略

別表第1(第2条関係) 略

別表第2(第2条関係)

表 略

備考

1 略

2 略

3 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に同法第8条第2項において準用する同法第

「建築設備確認申請手数料相当額」という。)

3 略

4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。別表第3において「低炭素化促進法」という。)の規定に基づく事務について、別表第3に定める手数料をその申請する者から徴収する。

5 市長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく事務について、1件につき別表第4に定める手数料をその申請する者から徴収する。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、別表第5に定める事務について同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。

(公簿及び公文書の証明等の範囲)

第3条 別表第5に定める事務に係る公簿及び公文書の諸証明又は写しの交付は、その請求に応じ得るもの又は公の閲覧に供しても支障がないものに限る。

(手数料の徴収の時期等)

第4条 手数料は、別表第1から別表第5までに定める事務を請求する際又は当該請求に係る書類の交付の際にこれを徴収する。

2 略

(手数料の不徴収及び減免)

第5条 市長は、国又は他の地方公共団体から請求があったときは、別表第5の手数料を徴収しない。

2 略

別表第1(第2条関係) 略

別表第2(第2条関係)

表 略

備考

1 略

2 略

3 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に同法第8条第2項において準用する同法第

6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

- (1) 長期優良住宅建築等計画に建基法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る別表第1(2)の部に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額
- (2) 長期優良住宅建築等計画に建基法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る別表第1(3)の部に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

4 略

別表第3(第2条関係) 略

別表第4(第2条関係) 略

6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良建築等計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

- (1) 長期優良住宅建築等計画に建基法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 構造計算適合性判定手数料相当額

- (2) 長期優良住宅建築等計画に建基法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 建築設備確認申請手数料相当額

4 略

別表第3(第2条関係) 略

別表第4(第2条関係) 略

別表第5(第2条関係) 略

